



ルーデン・ホールディングス株式会社

平成 30 年 1 月 17 日

各 位

会 社 名 ルーデン・ホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 西岡 孝

(J A S D A Q ・ コード 1400)

仮想通貨「ビットコイン」による不動産決済サービス開始に関するお知らせ

当社は、仮想通貨「ビットコイン」による不動産決済サービス（以下、「本サービス」といいます）を開始することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本サービス導入の目的

近年国内で仮想通貨の保有者の増加に伴い、利用可能な店舗が増加しています。大手のネットサービス事業者やEコマース、資産運用の分野にも用いられ始めております。このように国内だけでなく海外でも、主要な決済手段の一つとして確立されつつある背景を鑑み、当社グループは国内だけでなく海外の不動産購入のニーズをもつお客様の利便性向上を目的に、格安な送金手数料で早期決済が可能なビットコインによる不動産決済サービスを開始するに至りました。なお本サービスは、不動産の仲介手数料のみならず、不動産の物件代金においてもビットコインで決済出来るサービスと致します。

昨年から国内外の不動産投資家に対して日本国内不動産を販売する計画と協議を重ねた結果、国内外の不動産業者並びに、投資家からも仮想通貨で不動産の決済を行いたいという要望が多数寄せられております。

また、仮想通貨は引き続き高騰しておりますが、日々ボラティリティーが激しい中、値上がりした仮想通貨を比較的ボラティリティーの低い収益不動産へ投資したいとのニーズがあると予想しており、資産運用の新しいポートフォリオを実現できる可能性があると考えております。

2. 本サービスの内容

当社が予定する仮想通貨「ビットコイン」での不動産決済サービスの内容は、以下のとおりであります。

(1) サービス内容

- ① 物件代金の支払い
物件のお支払いにビットコインをご利用頂けます。
- ② 仲介手数料の支払い
お取引の際に発生する仲介手数料をビットコインでお支払い頂けます。
- ③ その他諸費用の支払い
不動産購入に関わる様々な諸経費にもご利用頂けます。

(2) 対象物件

国内における不動産（戸建／分譲マンション等）

(3) 想定されるユーザー

- ① 現金でなく、ビットコインで不動産運用をしたい方
 - ② 値上がりしたビットコイン等を他の資産に分散投資したい方
 - ③ 新しい資産運用手法に興味がある方
- (4) ビットコイン決済開始日：1月19日(金)より開始
(5) 決済上限：1決済につき1億円相当のビットコインまで
(6) 契約条件：契約同日決済案件のみ

3. 日程

サービス開始日	平成30年1月19日
---------	------------

お問い合わせ先

ルーデン・ホールディングス株式会社 IR担当 (03-5332-5374)